

- 就労継続支援A型・B型事業所などの障害者総合支援法に基づく事業所の減収に対する適正な補填をすること
- 訓練等給付費を日払いではなく月単位で一定額の補助金を支払う月額払い制度へ変更すること

(答)

1 今般の新型コロナウイルスへの対応に当たっては就労継続支援A型・B型事業所などの障害福祉サービス事業所への影響もできる限り小さくしていくことが重要と考えています。

2 障害福祉サービス等報酬については、利用者が多様なサービスを組み合わせて利用することができるよう日払い方式としていることから、今般の新型コロナウイルスの影響により障害福祉サービスの利用日数が減少することで、事業所の減収に繋がるおそれがあります。

3 このため、就労継続支援A型・B型を含めた障害福祉サービスでは、都道府県等から要請を受けて事業所が休業している場合等において、利用者の居宅等でできる限りのサービスを提供したと市町村が認める場合には、特例として、報酬の算定を可能とし、安定的な事業運営を支援しています。

(参考) 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮した報酬上の特例

障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none">都道府県等から要請を受けて休業している場合事業所が休業する旨市町村に報告した上で、自主的に休業している場合サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合 <p>に利用者の居宅等においてできる限りの支援の提供をしていると市町村が認める場合に報酬の算定可。</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 関係事務連絡

- 2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- 3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

4 障害者が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスが継続していくことが必要不可欠であることから、今後とも障害福祉サービス事業所に対する適切な支援を進めてまいります。